

利益相反管理方針(概要)

ゴールドマン・サックス・バンク USA 東京支店

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、業態を跨ぐ形での国際グループの進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、ゴールドマン・サックス・バンク USA 東京支店(以下、ゴールドマン・サックス・バンク USA のことを「当行」、ゴールドマン・サックス・バンク USA 東京支店を「当支店」といいます。)においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引またはその類型(以下、「利益相反のおそれのある取引等」といいます。)を管理することが求められています。

当支店は、銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)上の外国銀行支店ですが、同法に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針(以下「本方針」といいます。)を策定しており、概要をここに公表いたします。

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針で管理する利益相反のおそれのある取引等は、当行、当支店を所属銀行とする銀行代理業者、又は当行の親金融機関等若しくは子金融機関等(以下、当行の親金融機関等若しくは子金融機関等を「当行関係者」といいます。)が行う取引が含まれます。

「親金融機関等」には、当行グループに属する会社のうち、我が国において金融商品取引業等を行っている会社、外国(例えば、米国、欧州、アジア等)において当該国の法令に準拠し、金融商品取引業、銀行業、保険業を行っている会社等が含まれます。例えば、当行における国内の「親金融機関等」は、ゴールドマン・サックス証券株式会社、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社、ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン 有限会社等、外国の「親金融機関等」は、Goldman Sachs International, Goldman, Sachs & Co. LLC, J. Aron & Company LLC, Goldman Sachs (ASIA) L.L.C. 等です。

また、令和 3 年 7 月 7 日現在、当支店を所属銀行とする銀行代理業者はございません。当行の「子金融機関等」に該当する会社はゴールドマン・サックス・バンク・ヨーロッパ・エスイーです。

3. 利益相反のおそれのある取引等の類型・判断基準

利益相反のおそれのある取引等のうち、類型については以下のものが考えられます。

- 顧客の犠牲により、当行又は当行関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合(忠実義務型)。
- 顧客との取引に際し顧客以外の者から通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービ

スの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合(忠実義務型)。

- 当行又は当行関係者が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合(自己代理型)。
- 当行又は当行関係者が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合(双方代理型)。
- 当行又は当行関係者が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合(競合取引型)。
- 当行又は当行関係者が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合(情報利用型)。
- 当行又は当行関係者が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見取と同様の条件の見取が期待できない場合(見取の内部化型)。

上記の類型に該当する見取の具体例としては次のようなものが挙げられると考えられます。

- 当行、当行関係者が顧客の役員その他顧客の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位を有する者を役職員として擁している場合において、当支店が当該顧客による融資等に係る見取に関与する場合
- 同一の M&A 案件において、当行関係者が一方当事者の顧客のアドバイザーとなりながら、当支店が相手方当事者の顧客に対して、融資等を提供する場合
- 当支店の役職員が、特定の案件について、顧客と対立関係又は競合関係にある者から贈答や遊興を受ける場合
- 当支店の役職員が、お客様にかかる内部者情報を知りながら当該情報に係る有価証券の個人見取を行う場合
- 当行関係者が発行若しくは組成する有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、当行関係者が顧客に推奨し販売する一方で、当支店が当該顧客に対しバック・ファイナンスを行う場合

しかし、これらの類型・具体例は、あくまで利益相反のおそれのある見取等の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに利益相反のおそれのある見取等となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意ください。

なお、当行は、利益相反に該当するか否かの判断において、当行及び当行グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。

4. 利益相反のおそれのある見取等の特定および管理方法

営業部門の役職員は、顧客との間の見取により取得した情報に照らして、3 の類型に該当するおそれがあり、且つ利益相反が問題となる定型的な判断が可能で既に該当見取の取扱いについて支店内のポリシー等がある場合は、当該ポリシー等に従い利益相反のおそれのある見取等の特定及び管理方法の選定を行います。

この場合であっても、当支店のコンプライアンス部門から利益相反のおそれのある見取等の特定及び管理方法の指示があった場合にはそれに従います。

営業部門の役職員は、3 の類型に鑑み、利益相反のおそれがあるが上記以外の場合においては、直ちにコンプライアンス部門に報告し、コンプライアンス部門は利益相反のおそれのある見取等の特定及びその管理方法の選定を行います。

当支店は、利益相反のおそれのある取引等を特定した場合、次に掲げる方法、その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより顧客の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません）。

- 対象取引を行う部門と顧客との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、顧客に適切に開示する方法（ただし、当行、当支店を所属銀行とする銀行代理業者又は当行の子金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当支店のコンプライアンス部門を利益相反管理統括部署とし、当支店のシニア・コンプライアンス・オフィサーをその責任者とします。

利益相反管理統括部署は営業部門からの独立性を保障され、具体的な案件の処理について営業部門から指揮命令を受けることはありません。

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引等の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 内部監査部による内部監査

当支店の内部監査部門は、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、Goldman Sachs Bank USA Internal Audit Charterに基づき監査を行ないます。